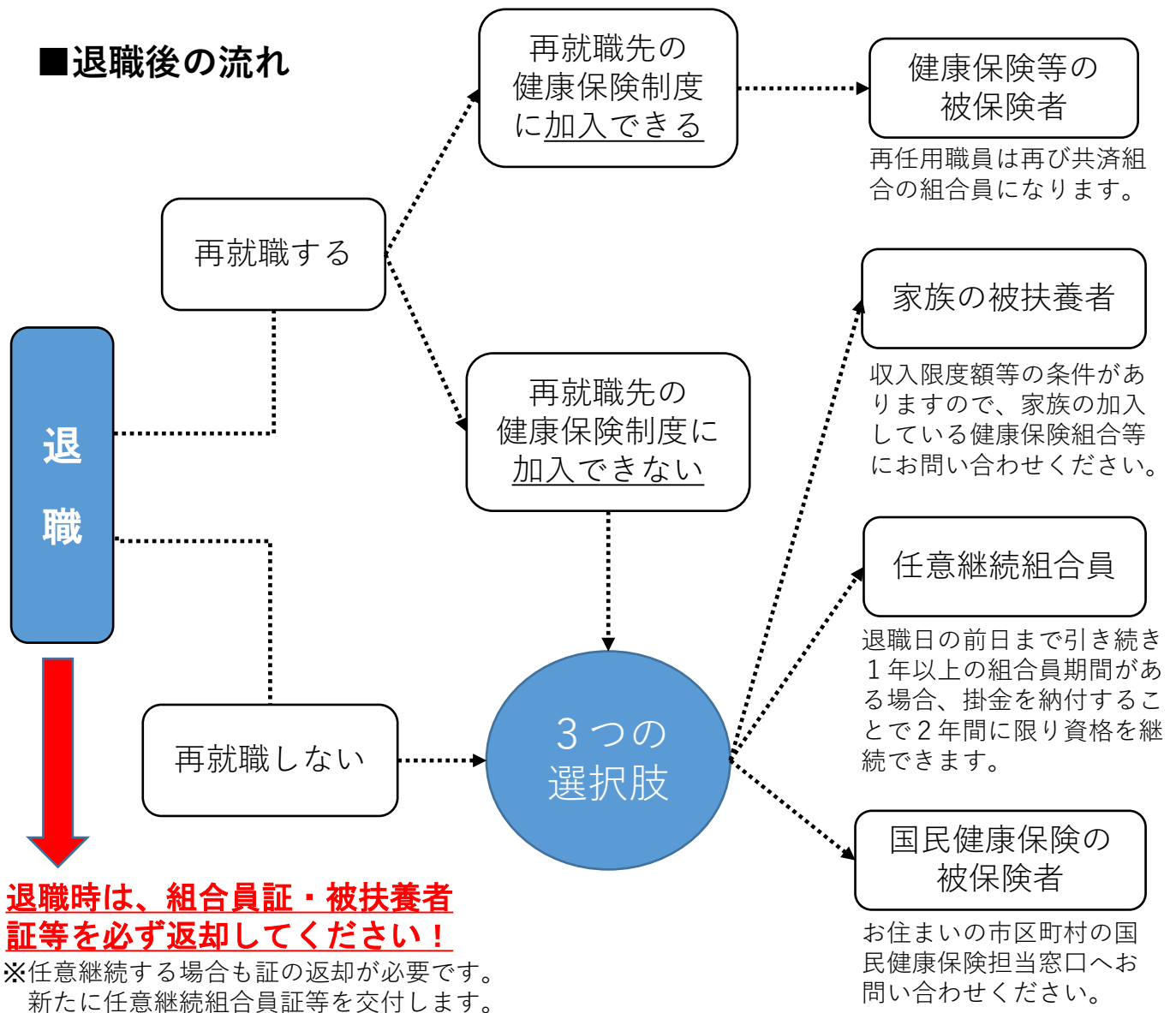


退職後の医療保険制度

組合員が退職すると、その翌日から被扶養者も含めて当共済組合の資格を喪失します。そして、退職後の状況により、いずれかの医療保険制度に加入することになります。

■退職後の流れ



配偶者が20歳以上60歳未満の被扶養者の場合

健康保険の手続きとは別に、配偶者の国民年金の届出が必要です。

◆ 再就職する（再就職先の健康保険制度に加入できる）

配偶者は国民年金第3号被保険者となります。再就職先を通じて年金事務所に手続きが必要です。

◆ 再就職しない（任意継続組合員も含まれます）

配偶者は国民年金第1号被保険者となります。お住まいの市区町村の国民年金担当窓口で手続きを行う必要があります。

退職日から再就職するまでに空白の期間がある場合は、国民年金第1号被保険者の手続きが必要です。

Q1 任意継続の手続きは必ずしなければなりませんか。

A1 いいえ。退職後に他の健康保険に加入しない方のみ手続きしてください。
再就職先で健康保険の適用がある方（再任用職員等を含む）や、家族の加入している健康保険の被扶養者となる方、国民健康保険に加入される方は、この手続きは不要です。

Q2 退職後は家族の健康保険の扶養に入りたいと思っていますが、被扶養者になれるかどうかまだわかりません。どうしたらいいですか。

A2 家族の被扶養者になれないことが判明してから、任意継続の手続きをしてください。家族の健康保険へ加入する手続きと任意継続の手続きを同時にすることはできません。ただし、任意継続組合員の手続きには期限がありますので、家族の健康保険へ加入する手続きはすみやかにお手続きください。
また、任意継続組合員の資格取得後に、家族の被扶養者になる届出をする場合には、任意継続組合員の資格を喪失するための届出が必要です。

Q3 9月末退職後、10月1日から再就職をしたいと思っていますが、再就職先の健康保険の資格取得日がわかりません。任意継続の手続きはできますか。

A3 10月1日から再就職先の健康保険に加入できる場合は、任意継続はできません。
再就職先の資格取得日が10月の月途中の場合は、任意継続はできますが、10月分の掛金は返還できませんのでご注意ください。

Q4 任意継続の手続きをしたいのですが、数ヵ月後に再就職によって他の健康保険に加入するかもしれません。そういった場合でも掛金の一括前納ができますか。

A4 はい。ただし、年払の申出をいただいた場合は、今年度末の令和6年3月分までの半年分を納付していただき、新年度から年払で一括前納していただきます。
再就職によって他の健康保険に加入するなど、任意継続を途中でやめられる場合、前納した任意継続掛金のうち未経過期間に係る掛金は、請求により後日返還させていただきます。

Q5 任意継続の場合、在職中から扶養している家族は、引き続き扶養家族として認定されますか。また、掛金の額は扶養家族の人数によって違いがありますか。

A5 退職後も生計維持関係があれば、引き続き扶養家族として認定されます。生計維持関係の変更の際には速やかに「被扶養者申告書」により届出をしてください。
また、掛金の額の計算に扶養家族人数は含まれていないため、扶養家族の人数による違いはありません。

Q6 任意継続組合員証が交付されるまでの保険証がない期間、医療機関等を受診したい場合には、どうしたらいいですか。

A6 一旦、10割負担でお支払いいただき、任意継続組合員証（保険証）の交付後に医療機関等へ新しい保険証を提示し精算してください。
なお、医療機関等で精算できなかった場合には、後日、当共済組合宛に「療養費請求書」（当共済組合ホームページ参照）に診療報酬明細書と領収書を添付し請求手続きを行ってください。